

## 現代に残る茅場の伝統的管理システムと茅葺民家集落についての研究

—「井内の茅場」の伝統保存と地域住環境の再生への展望—

主査 笹木 篤<sup>\*1</sup>

委員 鶴見 武道<sup>\*2</sup>、村山 卓志<sup>\*3</sup>、宮本 慎宏<sup>\*4</sup>

本研究は、愛媛県東温市井内に残る伝統的茅場とそれを管理運営する住民組織、「講」について、継承されてきた歴史的経緯と社会的背景を調べ、実態を明らかにした。これまで殆ど顧みられなかった茅場と集落および農村社会との関係を照らし出し、地域の特徴を導き出した。さらに、かつての「講」の現代社会における意味について考察する。

キーワード : 1) 茅場 2) 講 3) 茅葺民家 4) 茅刈り 5) 入会い 6) 農山村集落  
7) 二次草原 8) 結 9) 山焼き 10) 造林保護組合

### STUDY ON THE TRADITIONAL COOPERATIVE SYSTEM OF KEEPING SILVER GRASS FIELD AS INHERITED CULTURE AND THATCHED ROOF VILLAGE COMMUNITY.

—About preservation of traditional grass field in IUCHI and survey on restoration of local residential environment—

Ch. Atsushi Sasaki

Takemichi Tsurumi, Takushi Murayama, Mitsuhiro Miyamoto

The purpose of this study is to investigate how the traditional silver grass field and cooperative system called “KOU” has been inherited by small village “IUCHI”, Ehime prefecture in Japan, and we revealed its true figure historically and socially. We also investigated about the relationships between “KOU” system and village society, which has never been a study subject, and extracted a certain feature of locality here. Besides this we survey how we can study from this historical cooperative system and adapt it into the present social crisis called “no community”

#### 1. 序

##### 1.1 序

「茅講」の伝統が現代まで受け継がれている集落がある。松山市から20kmほどの山村で、住人たちは雪が溶け出す春先、隔年で山焼きをする。村人総出の行事だが、茅の恩恵に与かるのは古参住人だけ。新参者に維持管理義務はあっても利用する権利はない。「講＝結」という古来の住民自治制度とはどのようなものなのか？「株」を買えば利用する権利を持てる、と聞いた。山奥の半自給自足の村でありながら利益団体なのか？驚きと土着に対する敬意と意識のギャップと割り切れない疑問とを感じていた。茅場は、愛媛県東温市井内の上地区背後の山のはるか上方、峠の手前、集落上端からちょうど一里のところにある。

##### 1.2 研究の位置づけと目的

茅葺き民家集落環境の形成には、次の3つの要素があると考えられる。

- ・A) 集落・茅場・農地・自然景観等の包括的な地理的・物理的環境（資源＝モノ）
  - ・B) それらの環境資源を活用する行為（営み＝行為）
  - ・C) 営みを実現する住民の絆（コミュニティ＝関係）
- AとBは見えるがCは見えない。茅葺き関連の多くの研究はAの範囲内でなされ、ほとんどの場合茅場は対象から除外されている。幾つかの研究<sup>\*1)~\*3)</sup>はAとBに及んでいるものの、Cまで包括したものは見当たらなかった。その中でも増井氏の伝統的環境維持システムにおける問題の抽出は意味深い。本研究はこれまでの空白地帯Cの領域に踏み込み、伝統的環境維持システムのエンジンとも言える住民の互助システムのあり方を調査する

<sup>\*1</sup> 建築都市設計 INTERSTUDIO 代表      <sup>\*2</sup> 愛媛大学社会連携推進機構客員教授（当時同大学農学部生物資源学科教授）  
<sup>\*3</sup> くまりた設計工房      <sup>\*4</sup> 香川大学工学部助教

ことが目的である。存続の危機に瀕する茅葺き集落の全体環境維持システムの現代における再生には、伝統的互助システム「講」の歴史的考察を行い、実体を見極めることから始めねばならないと思う。ちなみに素材は異なるが森保氏の祝島等における研究<sup>4)</sup>はC)の領域に迫っており参考にさせていただいた。茅場に関しては植生と景観の見地からその意義を問い直す研究<sup>5,6)</sup>も見られた。これらは茅場・草場が農山村の生活行為と深い繋がりがあることを示している。

### 1.3 四国の茅場

四国の茅場は高い山の上にある。四国山地の連山はどれも急峻で平地は少ない。<sup>注1)</sup>僅かな平地とややなるい<sup>注2)</sup>斜面地に棚田が作られ、その上には果樹や野菜の畑、次に煙草・桑・栗・柿・シキビ・榊などの樹林が時代に応じて栽培されてきた。その上方に森林が広がり、さらに上方には草場や茅場が存在した。標高1000Mに届く山の頂上付近である。1960年代後半までの農家は必ず牛馬を1, 2頭飼っていたため、草場は生活必需の資源であった。稲の肥料としても重要だった。これらは集落から1里~4里程度の範囲にあり、すべて徒歩の生活圏内であった。茅は寒冷な気候で強く育つ。四国は気候温暖であり、狭い土地を有効活用するため、茅場を高く険しい場所に置いた。標高差500Mを超える壮大な立体的山地利用のほぼ頂点に茅場が位置していた。<sup>注3)</sup>冬間近、平地の住民は山のはるか上方で金色に輝く茅場を見ながら耕作していた。(図1-1、写真1-1,1-2)

### 1.4 地理的環境

井内村は明治期に河之内村・則之内村と合併して三内

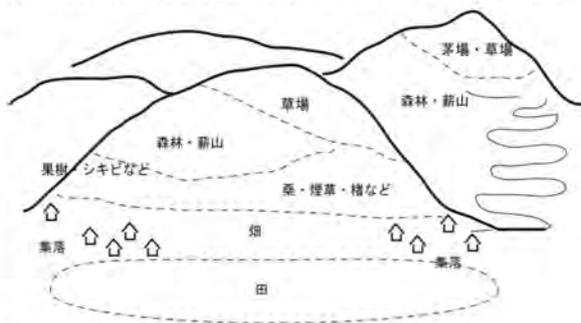


図 1-1



写真 1-1 (左) と 1-2 (右) 陣ヶ畝の茅場と井内上地区より陣ヶ畝の茅場

村と呼ばれた。その後昭和30年代の町村合併時代に、川内村→川内町となり、現在では東温市に属している。河之内狩場地区にもかつての茅場が原形を留めている。(写真1-3)しかし「講」はもはや存在しない。

いわゆる三内地区には比較的多くの茅葺民家が存在している。現在では1棟をのぞき、すべてが鉄板で覆われているようだ。<sup>注4)</sup>井内峠を越えると久万高原町直瀬という盆地集落がある。ここには更に多くの茅葺民家が残存しているが、ほぼすべての屋根が鉄板で覆われている。さらにもう一つ峠を南に越えると構原町(高知県)がある。構原には全国で活動する茅葺職人の一団がいる。県境を跨ぐが距離は近く交通の便も良い。<sup>注5)</sup>

### 1.5 時間的・社会的環境

現在日本の都市人口率は80~90%と言われる。<sup>注6)</sup>「無縁化」なる言葉に代表されるように、現代社会における人々の絆(コミュニティ)が重大な問題を抱えていることが顕在化している。「結」という言葉が一人歩きしている感があるが、実際の「結」を知るものは殆どいない状況になりつつある。井内の「陣ヶ畝の茅場」を守るシステムについて事前の情報を踏まえて仮説をたてた。(図1-2)江戸期あるいは明治初期の「結」をそのまま継承したものではないことは予想されたが、現代的な社会問題の処方箋として何らかのヒントを探るべく調査を行った。一方、8割を超える都市住民が田園環境を求めて休暇中に農山村に赴く傾向は一層強まり、この動きは国際的になりつつある。ワカ者ヨソ者のネットワークと古来の地縁との掛け合わせ方が工夫されねばならない。

モノ・場	行為	しくみ	技術	人
茅場	茅刈り	講	茅葺職人	全員参加
	山焼き	講	農業	全員参加
	草採り	なし	農業	各人
茅葺民家	茅葺き	講	茅葺職人	全員参加
	茅・縄の持ち寄り	講	一般	全員



図 1-2 茅を取巻く構図(仮説)

陣ヶ畝の茅場

狩場の茅場



写真 1-3 狩場の茅場(河之内)

## 2. 方法の概要

①残存茅葺民家の基礎調査、②より詳細な建築物調査、③住民・職人・有識者へのヒアリングと文献調査、④茅刈りワークショップの開催

### ①残存茅葺民家の基礎調査

実態を把握する基礎調査を、井内地区、河之内地区、久万高原町直瀬地区（房代野、永子、段、仲）にて行なった。目視調査が主で、可能な限り民家の規模（間数）を確認した。

### ②より詳細な建築物調査

内部を調査することができたのは2軒に留まった。典型的で保存状態の良い居室1軒（B01-09 図3-3-3）、及び大きめの駄屋1軒（B01-03）である。

### ③住民と茅葺職人へのヒアリング

過去を知る長老や茅葺職人へのヒアリングを行なった。既に70以上の長老でも茅場・茅講・茅刈り・茅葺に対する知識を備えていない場合もあった。記憶の風化もある。60代の方たちの経験は子供時代の記憶である。なぜなら昭和30年代には既に瓦葺きが推奨され、植林推進政策により茅場が徐々に消滅していったからである。地域風俗や伝統・伝承に関する住民への聴取はもはや手遅れの感は否めない。茅葺職人へのヒアリングは有効であった。

### ④茅刈りワークショップの開催

茅場と茅葺民家という文化遺産に対する地域の人々の意識変化を期待して茅刈りを行い、茅の貯蔵に取り組んでいる。鉄板覆いを取り払い元の茅葺に戻したいという河之内地区の住人がいることも動機の一つだ。井内「陣ヶ畝の茅場」での茅刈りは実行していない。住民管理のしきたりと天候の制約が実現を阻んでいる。ワークショップとしては、河之内狩場地区における耕作放棄地に自生する茅を刈った。

## 3. 基礎的な実態調査

### 3.1 調査概要

井内・河之内地区と久万高原町直瀬地区は、石鍾山脈を挟んで北と南に位置する。最も低い井内峠の標高が1088Mという高さだ。（図3-1）

各民家における1間の幅は一定せず、一戸の中でもさまざまなに変化する。その上外壁が板張りまたはトタン張りで構造が隠され、改装によってアルミサッシが挿入されているので元の柱間がわからない場合が多い。また民家が密集して外観では断片的な姿しか見ることができない場合もあった。目視調査の限界を解消するためには、各住戸内部を見ることが必須だ。これは困難を伴う作業であり、今後機会を探ることとする。また身舎（もや・母屋）に下屋が付属する例も多い。当初からのものか増築によるものか原形の判別は難しい。概ね縦横1間ずつであるが一定しない。基本的には下屋を含んだ間数で数

えたが、下屋と大屋根の2段階で数える、屋根の大きさを別に数えるなど分類方法を工夫する必要があるだろう。

### 3.2 井内地区調査

上・中・西の3地区に集中しており、集密度は表3-1に示すより高くなる。全体的に規模が大きく、半数程度が下屋を持たないので屋根も大きく立派である。河之内と比べて下屋が少ないのは、井内は平野部との文化の境界域にあったと言えるかもしれない。桁行6～7間、梁行4～4.5間が大きめの家の標準的寸法である。

茶堂が2棟、茶堂に似るお堂が1棟残されている。茶堂は遍路道などに多く、旅人をもてなすお休み処として用いられる。ここは井内峠を越えて四十五番岩屋寺へ参詣する街道になっていたようだ。直瀬から井内に嫁入りすることはよくあったが逆は無かったと言われている。通説とは異なり、実際には高い峠を越えた往來が日常的に存在して直瀬と繋がっていたことが伺われる。

### 3.3 河之内地区調査

間屋・日浦・音田の3地区に集中しており、表3-1よりも集密度は高くなる。殆どの民家に下屋の張出しがあるのは平野部と同じ文化領域にあることと、井内と比べて時代による変化を反映し易いことを示していると思われる。規模が大きく原形に近いと思われるのはB01-05及び06であった。B01-09は保存状態が最も良く、内部を詳細に見せて頂くことができた。（写真3-2、図3-5）

### 3.4 直瀬地区調査（久万高原町）

直瀬地区のうち、房代野・永子・段・仲組について残存茅葺民家の目視調査を行なった。松山平野側の井内・河之内の両地区に比べて広いエリアに多くの茅葺民家が残存している。1戸につき複数棟が残っている例は少ない。1住戸の構成は井内地区に類似している。茅場は各地区に概ね2つ程度あったようだ。

### 3.5 基礎的な実態調査のまとめ

集落形成は、井内と河之内はそれぞれ井内川と表川に沿った谷間のやや開かれたすり鉢状の斜面に散居する集落であり、直瀬は直瀬川と永氏川が合流するやや広い盆地と周辺の台地に分散しながら集住する形態である。いずれも農家集落であり、農地の配置の都合で住居配置が決められるため、集住とは言え集密度は低く、散居村的とは言え数棟がまとまってグループを形成し、グループ単位で散居する形だ。<sup>37)</sup>

1住戸における複数棟の茅葺民家が残る例は少ないが、改装を経ても蔵や駄屋の配置から全体配置の構成を窺い知ることができる。険しい山を跨いでいるが全体として配置形式に大きな差異は認められない。どちらも身舎

(の桁行き方向)が東西方向で、付属屋はこれと直角の角度で身舎の東側または西側に直線状に配置されることが多い。(B02-05、B02-13など)「大高持ち」注8はこの2棟に蔵を加えて3棟で構成される場合がある。蔵は現在ほぼすべて瓦葺きである。同じ向きで2~3棟が直線的に並ぶ例もあるが、土地形状に合わせたものであろう。直瀬地区には異なる所有者の民家3~5棟が同じ向きで一直線状に並び一団を形成する場合もあった。一見して規則性は感じられないようだが、一定の基本パターンをさまざまに展開する豊かなバリエーションには興味をそそられる。分棟型住居であるが三ツ屋造りなどのように別棟が連続することはない。2、3棟が別棟のまま至近距離で分散配置されている。

讃岐平野・阿波地域など中四国の周辺各地で一般的な20坪程度の小規模茅葺民家より一回り大きい。この地域には一般庶民の小規模茅葺民家が殆ど残存していないという事実を現しているのかもしれない。

表 3-1 残存茅葺民家数(井内・河之内地区調査)

地区	人口	戸数	残存数		複数棟所有		下屋なし	備考
			戸	棟	2棟	3棟		
西谷	218	83	19	26	5	1	16	※1
東谷	484	192	13	13	0	0	1	※2

※1 則之内1戸1棟、井内下1戸1棟、他は井内の上・中・西地区。  
 ※2 徳吉1戸、他は河之内の間屋・日浦・音田地区  
 全人口と戸数には他地区も混入している。

屋根は破風の小さい入母屋形式である。勾配の標準は9寸(10/9、約48°)、葺き厚の標準は2尺5寸だ。3尺を超えることは殆どない。(通常の針では届かなかった。)畑野川地区に4尺の屋根があったようだ。

棟の構法は、現在では鉄板で覆われているため正確にはわからないが、古い写真を見ると、板・トタン・瓦・茅+竹などで押さえる等、臨機応変である。則之内に残る露出茅葺民家の棟は、幅2尺以上の大きな冠瓦を載せている。茅棟専用に焼いたものだ。裕福な家は必ず棟に瓦を載せていたと言われる。(写真3-1)



図 3-1 基礎調査領域(電子国土基本図利用)

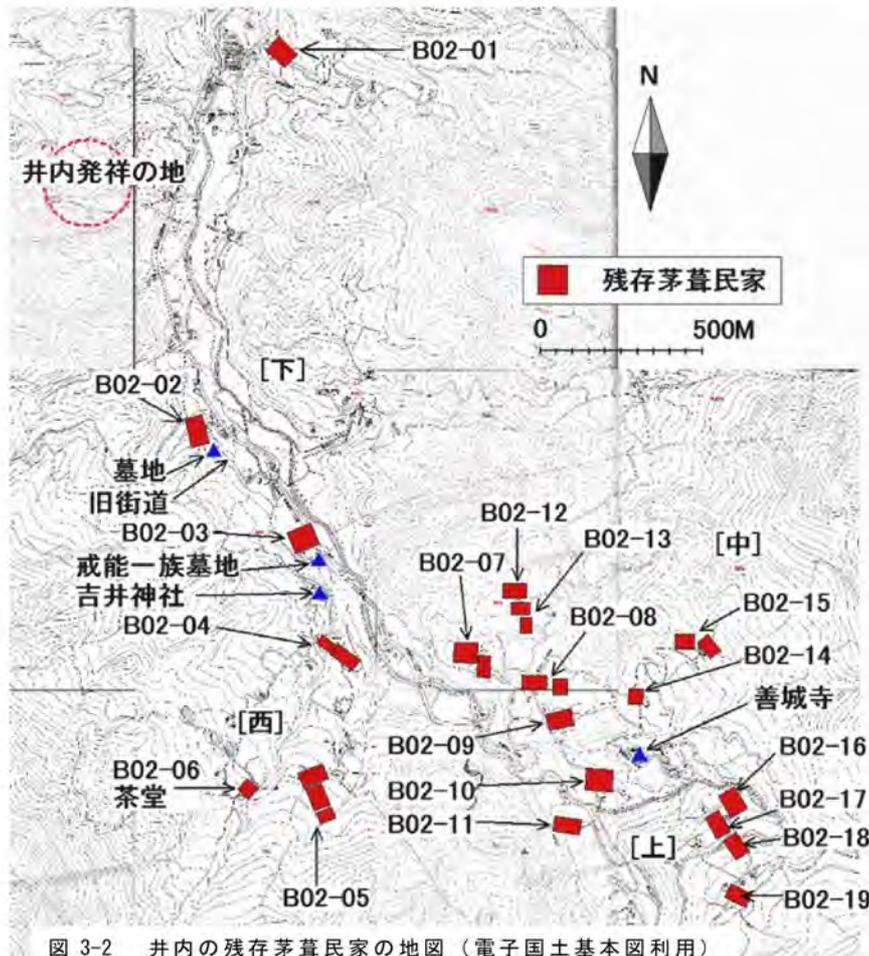


図 3-2 井内の残存茅葺民家の地図(電子国土基本図利用)

表 3-2

B02 井内地区残存茅葺民家	
01	X=6.5, (下屋なし)
02	7.5 x 4.5 (下屋なし)
03	X=7,
04	2棟 (廃屋) X=8, (下屋なし2)
05	3棟 (蔵・母屋・納屋) X1=7.5(下屋なし2)
06	茶堂 2 x 2 (下屋なし)
07	2棟 (下屋なし1)
08	2棟 6 x 4, 4.5 x 3
09	X=7, (下屋なし)
10	X=6,
11	X ≒ 5.5, (下屋なし)
12	X=7, (下屋なし)
13	2棟 X1=5.5, X2=5
14	茶堂 2 x 2 (下屋なし)
15	2棟 X1=7, X2=4 (下屋なし1)
16	X ≒ 6-6.5, (下屋なし)
17	X ≒ 7, (下屋なし)
18	X ≒ 7, (下屋なし)
19	
空家又は廃屋: 1戸/2棟 ※2棟は基本的に母屋+蔵または駄屋。(蔵または駄屋は居宅に改装されている場合を含む。)	

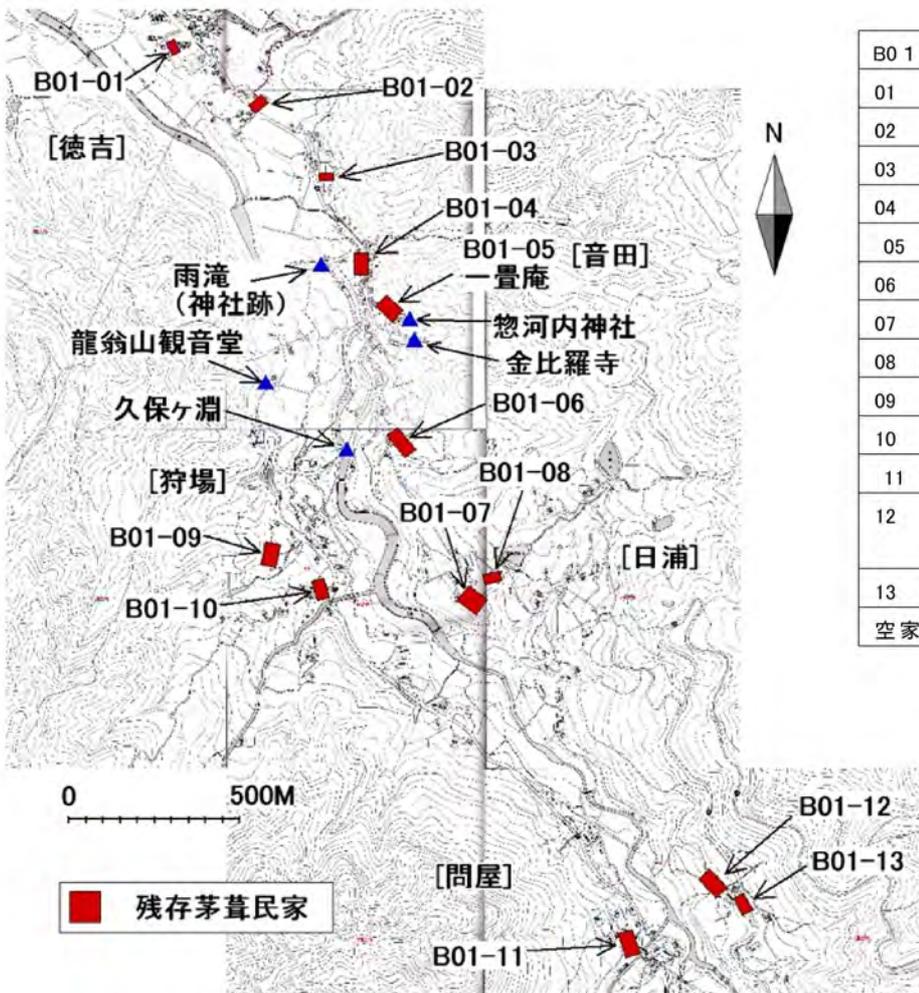


図 3-3 : 河之内の残存茅葺民家の地図 (電子国土基本図利用)

表 3-3

B01 河之内地区残存茅葺民家	
01	
02	7.5 x 3.5
03	駄屋 6.5 x 3
04	空家 6.5 x 3.5
05	神社社務所 7 x 4.5
06	8.5 x 3.5
07	
08	駄屋 4 x 2
09	6.5 x 4
10	6.5 x 3
11	空家 5 x 3
12	7 x 4, (下屋なし)
13	廃屋 6 x 3
空家又は廃屋 : 3戸 / 3棟	



写真 3-1 (則之内 永野地区)  
旧川内町内に残る唯一の露出茅葺民家。棟瓦の廃材が手前の塀の天端に転用されている。

写真 3-2 井内・河之内・直瀬などに残る茅葺民家例





図 3-4 B01-05  
平面図。築160年と言  
われる。北側(上側)1間  
ほど、またオクニワ  
東張り出し部分が昭和  
期に増築されている。

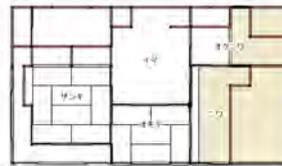


図 3-5 B01-09  
平面図。ニワ・オクニワ部分  
は改装され、小部屋に仕切ら  
れている。ザンキ・オモチ・イ  
マの3部屋の境界点に柱がな  
く、襖同士が直接ぶつかると  
いう奇妙な点が B01-05 と共  
通している。

#### 4. 井内「陣ヶ畝の茅場」を取り巻く諸要素 —「講」の成り立ちと実態—

##### 4.1 井内の概要

井内集落は急峻な山に囲まれたV字溪谷にある。わずかな平地とややなだり斜面に棚田が作られ、果樹やしきびなどが栽培されている。背後には標高1000Mを越える石鎚山脈が聳えている。水が冷たく豊富で、地域一帯(三内地区)は松山平野における良質な米の産地である。

かつての三内村は、井内・河之内・則之内の3つの地区から成る。東から西に流れる表川に沿った谷を東谷(河之内地区)と呼び、南から北に流れる井内川に沿った谷を西谷(井内地区)と呼び、2つの川が合流するあたりの低地が則之内地区である。井内地区(仮に大区呼ぶことにする。)は、上・中・西・下という4つの区に分けられる。(中区と呼ぶ。)さらに各々の中区の下に、大平や成といった区がある。(小区と呼ぶ。)大区は中世から明治前期まで続いたかつての村の単位である。中区は「組」とも呼ばれる。小区を指す言葉はわからない。大区・中区・小区に区長(あるいは組長)が置かれている。井内の茅場の維持管理は、明治後期に設けられた造林保護組合が行なう。しかし造林保護組合は各「区」にあり、また複数の「区」の合同で設立している組合もある。例えば井内の茅場を管理するのは「上」+「中」(通称川東地区)の造林保護組合である。「川東地区」「川西地区」という分け方は大戦中に作られた。(表 4-1) 一体幾つの造林組合が存在しているかを知るのには、一握りの指導者のみである。少数の顔見知り同士の集会は名目がどうあれ互いの生の絆が結束力として有効であるが、現代の上位管理体制の下ではこの判然としない組織系列が住民の決定力を鈍化させる足枷にもなっているようだ。時々のお上の要請への対応が蓄積した姿だ。

##### 4.2 井内の成り立ち

上と中の境(成)にある善城寺は飛鳥時代(600年頃)に建立され、井内の氏社吉井神社(下と西の境、庄屋元)は、700年頃の建立と言われている。1333~6年頃、伊予国主河野氏家老格の戒能氏がこの地に築城し治めたのだが、城を築く時点で相当の米を収穫する集落があったに違いない。かなり古い時代から人が住み集落が形成されていたことをうかがわせる。ちなみに峠向こうの久万の上黒岩岩陰遺跡は17,000年以上前の居住地跡だ。



写真 4-1 井内地区、「西」より「中」を望む。  
右上遠くに「陣ヶ畝の茅場」がある。

表 4-1 旧三内村内の地区名

大区(村)	中区(組)	小区
井内	上	大平、恵良、成
	中	仲屋、北間、六地藏
	西	黒岩、中野
	下	庄屋元、大根木、(久尾)
河之内	間屋	
	狩屋	
	日浦	
	音田	
	徳吉	

※川東地区:井内上と中、川西地区:井内西(と下の一部?)

秀吉時代には郡の下に村を置く制度が整えられた。これまでの庄・郷・保・里などの単位は一応廃止されたようである。また、1597年には五人組制度(百姓十人組)が導入された。この体制が明治維新まで引き継がれた。

村の系譜としては、北川淳一郎氏の解釈によれば草分百姓村と呼ばれるものであったようだ。「平坦地の村では生活することのできなかつた貧乏な百姓たちによって長い間に開発されていった村」であり、「山方村で階段村落」とある。どこにも古墳が発見されていない。これは古代の王権あるいは豪族の支配領域ではなかつた可能性が高いことを示している。(文献 8)

##### 4.3 農村の生活と制度

古書によると小作の年貢は平均して米の収穫高の9割以上であった。(表 4-2) 生かさぬよう殺さぬように仕向けられ、麦・粟・稗・菜・大根その外何にても雑穀を作り、大豆の葉・小豆の葉・ささげの葉・芋の落ち葉なども捨てぬようにしてこれらを雑穀に混ぜて食してきた。米を混ぜて食する農家は殆どなかつたという。(文献 8)

又、昭和21年の農地改革まで人口の大半が農民であり、農家の殆どが小作農であった。太閤検地以来農民の生活は一貫して原始的な状態であったと言える。<sup>注9)</sup>

明治5年、新たに戸長制度が設けられたが、どの村でも戸長の多くは旧庄屋から選ばれた。かつて村の3役であった人々は村の要職につく者が多く、その傾向は現在も続いている。意識の深層において格差はまだ存在しているのであろうか。(表4-3, 4-4)

以上当地における強固な土着性とほとんど変化しない生活環境が伺われる。このことが現代まで「講」を引き継いできたことにどう関係を持つのか更に調べてみる。

#### 4.4 森林開発と町村合併と茅場

我が国における植林は、明治後期頃から積極的に推進された。井内地区においては第一次施業計画が明治40年代に実施された。この頃の山は茅場を含む草山と薪山が主であった。山林面積は全国土の29%程度だった。草は農業にとって大切な肥料であり、平地における草を刈る権利はきめ細かく決められていた。草の確保における争いは絶えなかったというほど農民にとっては死活問題であった。薪山と草山(茅山)はほぼすべてが入会地であったという。明治後期の国策に応じて第一次施業計画が実施されるにあたり、入会地はすべて村有林となった。当時の状況は、「国の発展はあっても三内村に大した変化はなかった。貿易が盛んになって養蚕が多少増えた程度。」であった。第一次世界大戦の影響による好景気と木材価格の高騰が植林を推し進める一つの要因であったと思われる。造林保護組合はこの時作られた。

井内上・中地区の施業計画の当初は、住民全員参加(約50名)によって植林と下草刈りなどがなされたが、35年も先の収入のための労役に小作農は耐えられず、次の2年は旧庄屋1+旧組頭1+他2名、計4名で行なわれた。しかし施業には約80名もの雇用者を必要としたため、4年目以降、旧庄屋と旧組頭の2名の地主のみで引き継がれ、この体制が昭和30年まで続いた。三内村に大規模な森林産業は育たず、施業は住民主導で行われた。

第二次世界大戦後、農地改革がなされ小作農は消滅した。これまで小作⇄地主の間は物納であったため、金納に耐えられず多くの旧小作農民は困窮し、秋の収穫前などには旧地主に食糧を求めに来たようだ。

昭和28年に町村合併促進法が施行され、三内村は川上村と合併して川内村となり、翌年には川内町となる。これと前後して、(三内)村という行政単位がなくなり、多くの旧村有林が、中区・小区単位に払い下げられた。また逆に町が区から山林を買い上げ、木材を売って資金を得た記録も残っている。当時の大窪村長は、「山林は公共が持つより民間が持つ方が管理が行き届く」と考えていたようだ。森林管理に伴う労役と出費の厳しき、及び行

政の姿勢を物語っている。この時代採権を売って得た収益は施業者(=森林保護組合)と村と半々で分けられた。後に比率は改められて8:2となった。

明治以前の納税単位は村であり、村民は納税者としての人格を持たなかった。そして多くの山は入会林であった。入会林A→村有林→入会林Bという大まかな流れが見られる。しかしここには大きな問題が残る。払い下げ時点において、地区が小規模であれば複数の個人の共有名義とする行政指導慣習があったようだ。いかなるルールなのかは定かでないが、時代における人為性が強く感じられる。これはかつて全住人に同等の権利が与えられる共有資産としての入会林Aとは異質のものだ。

表4-2

<p>〈江戸時代後期 拝志村旧上村の上納〉 (生産高198石、697俵)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税七ツ六分(76%) 656俵</li> <li>・ 御種子米元及利40俵2斗</li> </ul> <p>小物成として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芋1貫200匁、御入木金35匁、真綿333匁</li> </ul> <p>諸給米として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庄屋に10俵</li> <li>・ 組頭に2俵+小走2俵+状持3俵</li> </ul> <p>諸役米として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸初穂米2俵1斗</li> <li>・ 井手役米4俵+庄屋下女3斗7升</li> <li>・ その他諸給米諸役米 24俵</li> </ul>
<p>〈元禄13年伊豫国村高帳〉に見る上納高</p> <p>則之内村(693石2合):91%</p> <p>河之内村(216石4斗2升):157%</p> <p>〈豫州松山領大手鑑〉</p> <p>井内村(357石8斗5升2合):69% (御免)</p> <p>※河之内と井内を足して上納高を調整していた。</p>

表4-3

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郷士 (無しの地域が多い)</li> <li>・ 庄屋 (名主)</li> <li>・ 組頭</li> <li>・ 百姓代</li> </ul>	<p>} 村方三役</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 百姓</li> </ul>	<p>{ 地主 自作兼小作人 純小作の本百姓 半百姓・水呑み百姓</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神官・僧侶・山伏</li> <li>・ その他</li> </ul>	

表4-4

明治5年戸長制以前の庄屋と組頭		
地区	庄屋	組頭
井内	戒能重次郎	八木伝次、東久左衛門 戒能喜作、戒能仲次
河之内	山内隆平	佐伯権座衛門、成谷喜一郎 近藤佐五八、中島滝右衛門 近藤重助
則之内	宇和川仁平 太	佐伯石次、渡部太平 高須賀隆蔵、宇和川喜十郎

#### 4.5 「陣ヶ畝の茅場」の現在

「陣ヶ畝の茅場」の維持管理は「川東地区造林保護組合」によっている。上と中それぞれから2名ずつ計4名の常設委員が選出される。維持管理に関してはすべての住人が義務を負う。しかし所有は47名の個人連名名義だ。だから相続が発生する。47名の共有権利者のうち10名前後の者が集落を離れ、現在では地区外の者やその他不明の相続者たちが山の権利の幾分かの割合を担っている状況だ。「これでは山の管理もできず荒れる一方だ。今のうちに地区共有の入会地に戻さねばならない。」と危惧する長老がいる。場所によってはまた別の人々による共有名義で(仮)登記され、さらには無登記のまま放置されている山林もあると言う。<sup>注10)</sup> 明治期の施業計画実施で無税化されているため、所有者自身が自覚していない場合もあるだろう。相続税に関する減免措置はないため、相続されずに宙に浮く可能性も高い。

明治44年の入会林の統一以前には、村人は山に自由に出入りして各々が草や薪を調達していた。火入れも自由勝手に行っていたらしく火災も頻発し、無秩序な状態だったと書かれてある。(文献1) 総合的に管理された状態ではなかった。振り返って見ると現在の状況は山林資源を自由に利用できず、権利は分散して総合的な管理ができない状況だ。明治前期よりも劣る状態だと言えなくもない。今後かつての如き好景気が契機となって山林

のシステムを変える程の推進力を生み出すことは期待できそうにない。では一体どうするのか？

#### 4.6 井内「陣ヶ畝の茅場」を取巻く諸要素のまとめ

この地域では「結」を「イイ」と呼ぶようだ。この言葉がすんなり出てくる人は少ない。多くは「講」あるいは「茅講」である。それでも聞き返せばいかにも返事は自信なさそうだ。この「講」らしきシステムが、紆余曲折を経て現在まで継承されている。かつての五人組体制が租税回収の便宜のためであったように、税管理というお上の要請と底辺に生きる住民の自治が折り合いをつける共生方法が「講」だった。そこに従前の庄屋時代の階級制度が影を落としていた。バランスが偏った鞭と鮎だ。

町村合併の流れは経済成長期の中で起こり、前半は木材価格の上昇、後半は輸入材の登場による国産材不振という時代であった。国家的には植林推進の方向にある中、財政的な問題から、現金調達のため山を売るか伐採権を売るか、という選択に割れた。買う側売る側どちらが当たり籤を引くか、といったところである。このような動機で草山は権利変換され、その受け皿として造林保護組合という「講」システムがあてられた。最も憂うべき点は、「互助」の母体を権利変換の受け皿とし、「金銭的な解決」あるいは「換金システム」という概念を持ち込んだ点である。個人の利益に結び付けてしまった点である。

表 4-4. 井内地区・上と中(川東地区)における山林開発の経緯

明6	地租改正令 地価を定め、3%(->2.5%)の税をかけた 租税を物納→金納制	昭12	道路改修費捻出のため山林30町歩処分、(≒1200円)
		昭16	報酬に関する騒動→村:施業者=5:5
		昭21	農地改革 小作農→自作農に 根無し山の茅場相続登記 課税評価額135万円 9町歩(≒9ha)
明23	町村制 村→大字と呼ぶ 3村合併→三内村誕生	昭22	物納→金納 旧小作農困窮 旧地主と非農家が困窮
"	茅屋根葺替の規則を記す古文書あり		昭25
明24	大字→区とし、区会+区長を置く 区有財産の管理体制	昭30	三内村と川上村が合併→川内村 桧山の山林を村(町)が買上げ(400万円) 村(町):施業者=5:5 その後新町は桧を売る(≒3700万円)
"	大平27軒 農林組合		"
明44	入会林などを統一して村有林とした (無条件) この頃 第一次施業計画	昭31	滑川地区を編入→川内町
大1	造林保護組合設置	昭33-34	薪山・茅山払下げ→共有名義(47名?) 一部未登録状態
大3	第一次世界大戦→木材価格高騰		昭42
大4-5	第二次施業計画 1回目:全員(約50軒)で植林 2・3回目:4名で植林、約80名の雇用者 4回目~昭30まで:地主2名で植林	昭48	山林払下げ→上・中地区 名義?
大7	米騒動 米の値段が大戦前の2倍に		
昭7	小作争議→小作料を下げる		

村民共有の森が個人名義に変わることによって森林荒廃を招くのは世界共通の課題だ。

戦後、植林をすることによって助成金を各人で山分けし、あるいは権利変換を行ない売買を自由に行なったことにより茅場が消滅した、との証言もあった。茅場が先に消滅したため職人が失職し、茅葺民家を維持できなくなった、という意味深長な証言だ。瓦葺きへ改装すれば補助金が得られ、一時期「瓦講」も組まれた。木材価格が上昇したため、農家は農業より山林を売ることが多くの利益を得ることができた。一方では農業に機械が導入され、農薬・化学肥料が推奨され、ローン制度が生まれ、農家は常に現金収入とローン支払いの計算に迫られる現在の生活となる。さまざまな助成金が投じられ農業と農村社会のあり様を一変させた。圃場整備は機械耕作を前提にしたものであり、棚田における家族労働を前提にすればこれとは別の整備方法があつてしかるべきであつた。かつての農地割りは牛を用いた農耕にはとてもうまくできていた、との証言もあった。

入会林を持つのは農家が主であり、その農家が現金獲得に迫られる生活循環に変貌した。茅場と草地は森林に、茅葺民家は瓦葺きにとって替わることによって多少の金銭を得ることもできた。現在の農家は、地域おこし・里山資源、といった言葉に対してつねに換金的な意味を発想する習慣があるようにも見える。もっとも換金的な要素の少ない茅場や草地の保全の必要性は一体どのように理解・浸透されるべきなのか？

## 5. 茅場と茅刈りについて

### 5.1 茅場

現時点で特定された茅場（跡）は、井内上・中の2集落共同の茅場2つ（陣ヶ畝と根無し）、（写真 1-1、1-2）、河之内狩場1つ（写真 1-3）、直瀬中の茅場1つである。（他の茅場は現在調査中。）直瀬に関しては多くの情報があるがまだ地図上あるいは現地確認が殆どできていない。河之内の情報も少ない。記憶が消滅しつつある。

井内陣ヶ畝の茅場は標高8~900Mの所、上の大平地区から1里の距離にある。根無しの茅場は標高800~1100Mの所、大平から半~1里の距離にある。どちらも北斜面だ。陣ヶ畝の茅場の広さは8町歩、根無しの茅場は9町歩（登記で陣ヶ畝51,378㎡、根無し91,260㎡）と伝えられている。現在残る陣ヶ畝の茅場は中央を横断する街道から上半分（3町歩）である。母屋用の茅と駄屋用の茅の茅場は区別がない。直瀬地区と対照的だ。（図5-1）

10年ほど前、直瀬の農家が肥料や保温材のため、陣ヶ畝の茅を刈って利用していた。5年間続いた。利用料として5万円を組合に支払った。直瀬の永子地区は陣ヶ畝の茅場から約2里の距離にある。自分達の茅場までの距離とそう大差のない距離である。

河之内狩場地区の茅場は現存するが飼料用の草場はもっと奥にあったという。禰原や直瀬では茅場と草場が同一であつたと聞いている。狩場の草場は集落からは見えない山奥にありもはや道もないらしい。

直瀬の各組には1~2つの茅場があつた。近いものは集落から1kmほど、遠いものは3里ほども離れた山の頂上付近にあつたようだ。「竹屋敷」3町歩、「くいな」5町歩、といった広さであつた。どの地区がどの茅場を利用してたかという権利関係はまだ曖昧な情報しか得られてないが、直瀬全体の大きな茅場が房代野と呼ばれる標高800Mの孤立した高地集落の上方にあつたようだ。（写真5-1、図3-1直瀬地区左の離れ小島）直瀬のかつての庄屋の居所だ。段の茅場の一つは石墨山（1456m）への途中にあり、集落から3里離れていたという。駄屋用の茅場と母屋用の茅場が別々にあつて並んでいたという。



図 5-1 井内上・中地区にあつた2つの茅場  
（現在残るのは陣ヶ畝の下半分のみ）（電子国土基本図利用）



写真 5-1 直瀬仲組から房代野の元茅場を見る



写真 5-2 直瀬仲組の旧茅場の現状

仲組の茅場の一つは集落から1 kmほどの近場にあり、既に植林されている。(写真5-2)

## 5.2 茅刈り

茅刈りは雪が積もる前、穂が抜け落ちる12月頃行なわれ、雪が融ける3月下旬～4月に山焼きを行なうのが一般的である。降雪時期は標高によって大きく異なる。近年の温暖化現象が原因なのか、十分に茅が枯れる時期が遅れ、12月ではまだ青みが残り、期が熟さないようだ。十分に枯れる前に雪が降り積もって体が折れるので刈る時期がない、と檜原の職人は嘆いている。体が折れなければ2・3月に刈る方が良さそうだ。又、風が強くと乾燥し易い日が最適だそう。茅は足元10 cmぐらいにスポンジ状の芯が詰まっており、これが屋根材として漏水を防ぐ重要な役割を果たす。したがってできるだけ地面に近い位置で刈る。素人は手鎌の方がうまく刈れる。

井内・河之内や直瀬地区の茅は元が赤い。スポンジは白いが皮の断面が赤い。赤いのは悪いという有識者がいるようだが、地元の職人は昔から愛用している。

素性の良い茅は高い山の上に生えているものだろう。山の上には火山灰が降り積もっているらしい。檜原の古老の話では、9月中旬に肥草を採ってクロにして干してから下へ運び、10月に牛の飼料の草を刈り、その後12月には茅を刈る、という順番であった。刈った茅は山でしばらく干し、3～4月頃に葺替えに使いきったそう。干した茅を長期保管する習慣はこの地域ではないようだ。「講」によって葺き替える家を毎年決めていた。茅の干し方は藁と同様、横木に懸けたり円錐状に建てかけたりする。茅の場合は必ず穂を上、元を下にする。

井内の茅場では、下の方の茅はよく育ち太っていて倒れやすいが、上の方では良質だが短いそう。あまり太くなく固く長くまっすぐな茅が「素性の良い」茅だ。

茅講の時、一軒あたり50～100貫の茅を持ち寄った。一人一日刈る量は80貫ほど、一人が一度に運ぶ量は平均20貫程度だった。井内では天秤竿の前後に4把ほど下げて肩に担ぎ人力で運んだ。女性は茅を横にして背負った。直瀬では馬に乗せた。朝刈って一回運び、午後にもう一回運ぶというペースだったらしい。一日1ないし2往復、計3日ぐらいかけるのが講の相場であったようだ。

## 5.3 茅葺き

井内に残る明治23年の記録によると、上・中で一年に本屋2軒・肥屋2軒<sup>21)</sup> 葺き替えた。(文献15) 昭和36年の大平地区の家の葺講で村人は母屋70貫、駄屋25貫の茅を持ち寄り、母屋の場合は3食付きで3日間の無償労働をした。大平地区住民は全員参加した。駄屋の場合は1日の労働に対して米1升を支払った。プロの職人5名(当時井内則之内に5名いた。)に対しては賃金を支払

った、とある。講において、不参加の場合には幾らかを支払い、女性参加の場合は労力不足分として3割ほどの負担を支払う制度が一般的だったようだが、井内のような小集落では全員参加が厳守だった。

直瀬でも、年に本屋2軒・駄屋2軒葺き替えた。20年前には直瀬に6人の職人がいた。日当は2万円/日(40年前)で大工より高かった。3食風呂宿泊付だ。茅替えに要する手間は述べ100～200人、職人4人+てご(手伝い)12人は最低でも必要だった。「講」において、各戸の負担には茅以外に縄も含まれていた。縄は以前農家が藁をなべて作っていたが機械なえになっても各自が持参していた。習慣化していたのだ。

松山平野では茅の入手が困難で、豊嶋家住宅(重文)のような例外を除き一般的な民家は皆ワラ葺きであった。則之内西隣の南方地区にあったM邸は庄屋格(郷士格)だったが茅ワラ葺きと言われている。平地部の一般民家の葺厚さは1尺程度であったようだ。茅葺なら40～50年持つが、ワラ葺きの場合は15～20年程度だ。

## 5.4 ワークショップ

河之内狩場の上方に耕作放棄地の棚田が多くあり、茅が自生している。耕作放棄直後から茅が茂るが、年数が経つとセイタカアワダチソウが取って代わり、雑草や蔓が増える。ここはまだ茅が優勢であるので茅刈りのワークショップを行なった。(写真5-3) 標高が低く積雪量が少ないので3月に行った。参加者は1回につき7、8名から10数名という小規模なものである。地域の方の協力を得て倉庫を借り、茅の貯蔵が可能になった。今後は多少なりとも刈って保管する体制が整ったところだ。



写真5-3 茅刈りワークショップ

## 5.5 山焼き

四国の山間部では最近まで焼畑農業が行なわれていた。昭和33年には高知・愛媛の2県で全国の焼畑面積の6割を占め、6万haに及んでいた。焼畑では、最初に大豆・とうもろこし・蕎麦・裸麦などを植え、最後は自然に木が生えるサイクルだ。焼畑地では杉はよく育たないと言われている。堆積した腐葉土まで灰になるからだという説がある。草場も茅場も毎年焼かれた。焼いた所に植林する行為には本来無理があったのかもしれない。

茅山焼きは毎年3～4月、雪が融けてから村人総出で焼く。まず幅5～8Mぐらいの火道をつける。周囲を刈り取り延焼を防ぐのである。下方から刈る。そして上の

両脇から2, 3人で火をつける。(シメ焼きと呼ばれる。)最後は中央で終わらせる。風のない日を選ぶ。

陣ヶ畝の茅場はしばらくの間焼かずに放置されていたが、30年ほど前に有志の呼びかけで再開された。以前は毎年焼いていたが2年に1度に決まった。事前に消防の許可を取り、常設員が日曜祝日など全員参加できる日を選ぶ。当日の天候が悪ければ日を変えるか、来年に持ち越しとなる。

## 6. まとめと提言

### 6.1 常会と「講」の今後

2014年3月の井内川東地区(上・中)常会において今後の茅場の管理が議題になった。本来なら山焼きにあたる年だ。この3年、天候不順等の原因で見送られてきた。前年最後の露出茅葺民家(B02-07)が鋼板で覆われ、裸の茅葺民家はついに井内から姿を消した。もはや茅を利用する目的を失ったので火入れは止めよう、という動議だった。ある一人が茅場の価値を訴え、是非茅場を残し管理を続けるべきだと主張し、賛成者が一人いた。独力で管理するのは無理だ、と別の一人が反対意見を述べた。結局反対派が優勢となり今後茅場の管理を行なわないことに決定した。しかし意思表示は避けたが、茅場存続を望む賛同者は少なくないようだ。条件次第であろう。

個別のヒアリングでは否定的な意見が多かった。一方茅葺民家の良さを否定する人は殆どいない。愛着も感じられる。それは、鶴見によって行なわれた住民アンケート調査からも読み取れる。茅葺民家を瓦葺きに改装したり建替えたことを後悔する住人もいる。皆顔見知りの仲であり同調性が高い。有識者に対する敬意と現実的利益と体力的限界との狭間で揺れていることは明白だ。

これまで「講」を維持してきた原動力の一つは、Nさんという一人の茅葺愛好者が露出茅葺屋根を長年維持してきたことだ。かつて火入れを再開し茅場を復興させた張本人でもある。このNさんのために皆が協力して「講」を維持してきたという側面もあったという。単に習慣になっていたから、という見方もある。人の顔が見えるヒューマンスケールのコミュニティの有様が視える。

一旦は管理を放棄したものの、今後火入れをすれば、翌年には強い茅が得られるであろう。集落の高齢化は進み、農業以外の産業も殆ど育たない状況で、かつての自給自足の農民生活の維持が困難な現代において、「講」は一旦中断せざるを得なかった。今後は新しい「講」のあり方を模索できるかどうか、恐らく最後に残された伝統的管理方式「講」の行く末を決めることになるだろう。

### 6.2 住民アンケート調査

鶴見が2009年2月に行なった井内地区住民アンケート調査によると、この時点において鉄板で覆われたもの

も含めた茅葺民家は全体の約20%であった。(母集団に一部他地域も含まれている。)茅場の火入れの参加率は44%であるが茅を利用した者は殆どいない。(茅場の権利を持つ上・中に限れば数値は8~90%と思われる。)今後茅場として維持したいと答えた者が半数程度いたようだ。以前茅葺を瓦や鉄板葺に変えた理由の46%が高額な費用、36%が技術者不足であった。一方茅葺民家の住み心地の良さを指摘する声が多く、2割ほどの人はできれば茅葺にしたいと答えている。

本来定性的で総合的な性格の問題に対して、同調性の高いコミュニティにおける有意義な定量的分析の方法を見出せず、新たな住民アンケートは行なっていない。

### 6.3 まとめと提言

1.2において、茅葺民家集落の伝統的環境の維持にはABCの3要素がありCが重要であると述べた。CがBを生みBがAを作る、という関係だ。(C>B>A)言わば伝統的な全体環境を再生・維持するエンジンに相当する。Cを代表する「講」のシステム自体が伝統文化財であり、安易に放棄することなく継承する努力をすべきである。

「講」がどのように崩壊して来たのか、井内を例にとって解析してみた。(表6) 明治中期頃までには集落共同体と個人との関係が密であり上位の行政体の介入はまだ疎であった。森林開発や他の産業化奨励などと平行して上位の行政体の介入が活発かつ細分化し、「講」の持つ集金力と労働収集力が利用され、変質して行く様子が読み取れる。現在では森林その他の資源の換金化の策はほぼ壊滅状態にあり、集金機能と上意下達式圧力伝達装置として機能しているのみである。従来の住民個人とコミュニティ間における双方向の矢印、つまり互助関係が存在していない。「講」崩壊の直接的原因は、双方向の矢印に換金機能を安易に持ち込んだことに尽きる。これらを踏まえてかつての講と現在(昨年まで)の講の持つ力を比較したグラフを作成した。(図6)

今後の農山村集落の再生のエンジンとなりうる、「講」に代表されるコミュニティを再生・継承・展開させるために留意すべき提言をしたい。

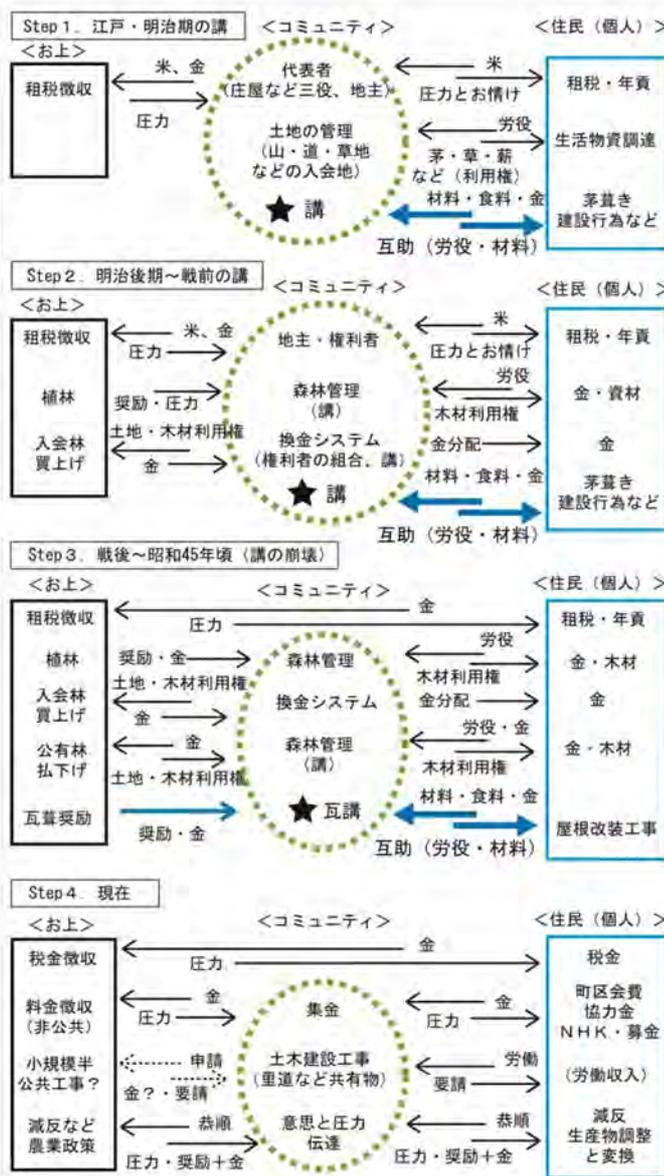
- ① 住民個人とコミュニティの関係に双方向の矢印を生むこと。双方向の矢印は、地域経済の循環を持つ持続可能な労働と報酬の関係を有すること。報酬は、現金フローだけでなく、生活補助物資と精神性(生きがいのような)などが核となる必要がある。
- ② 双方向の矢印に換金経済と集金機能を担わせると容易に①は崩壊する。薪・炭・楮三極・養蚕・煙草など換金性の高い生産物は短命であったように、資源活用と現金経済の導入は必要ではあるが、主力エンジンにはならない。一時的な助成金も同様である。
- ③ 都市住民・若者・有識者・専門技術者などの幅広い

ネットワークがコミュニティ再生を補強しなければならない。これはコミュニティという主力エンジンのパワーを高める方向性を持たねばならない。

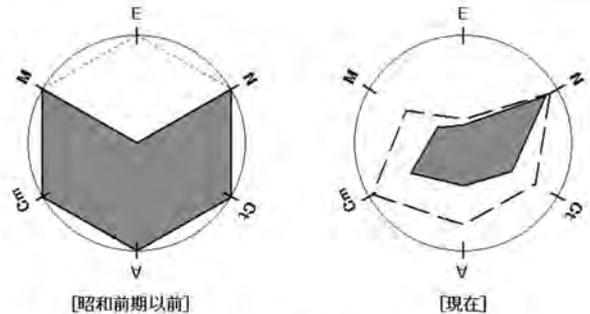
- ④ 茅葺民家集落と茅葺き行為だけでなく茅場自体も文化遺産であることの認識が必要である。①で述べた精神的糧にあたる。広範囲での認識強化が望まれる。
- ⑤ 伝統技術は当然重要な要素で死守せねばならないが、現在の危機的状況を打開しうる決定力ではない。
- ⑥ 四国の茅場の持つ景観の意味は、広大な立体的土地利用の構図を象徴していることであろう。集落などのモノの景観とは異なり実際に視認することが出来ない、脳の中に作られる多次元の像であり、本来の実体である。このイメージを住民の何割かが共有して生活している。「景観」が意味する枠を広げる必要があると思う。

以上①を核に据えて同時並行的に進める奇跡的行為が茅場と集落環境の再生・維持には必要であると思う。

表6 講の変遷



この研究を通して「講」と伝統的茅場を持続させるための要素をある程度整理できたと思う。しかし殆ど白紙に近い分野であり文献も極端に少ない。研究・調査・支援が急務であると痛感している。ヒアリング・建築調査・茅刈り・貯蔵にご協力いただいた当地住民の方々に深く感謝いたします。



E:(金銭)経済力 N:資源力 Ct:文化力 A:技術力 Cm:コミュニティ力 M:労働力 ※右図点線は再生目標値を示す。

図6:山村における講の過去・現在比較イメージ

<注>

- 1) 讃岐平野を除く
- 2) 傾斜が緩やかなさまを表す方言
- 3) 里山・奥山という分類概念とは異なる様相を持っている。
- 4) 2013年に1棟が解体され、2棟に跡板が被された。
- 5) 彼らは3年前久万高原町ふるさと旅行村内の茅葺民家の葺替えを委嘱された。
- 6) 都市人口の定義により数値は異なる為、概略的傾向を示すに留めた。
- 7) 集住的地域は河之内の間屋・音田、直瀬の永子・仲組、散居的地域は河之内の日浦・狩場、井内全域、直瀬の房代野・段・中の一部である。
- 8) 土地持ちで金持ち
- 9) 明治初期は国民の84%が農民であった。昭和31年川内町の農林業従事者は72%であった。(文献1)による。)
- 10) 図5-1の根無し茅場に隣接するエリア
- 11) 肥屋は、駄屋(納屋)を意味する。

<参考文献>

- 1) 増井 正哉 他 景観保全における伝統的環境維持システムの再編に関する研究 住総研研究論文集No.34 2007
- 2) 北野 淳基 他 長野県北安曇郡小谷村の茅葺き屋根普請に関する復元的考察 日本建築学会北陸支部研究報告集(53) 2010
- 3) 川勝理絵 他 京都府美山町における茅葺き屋根の維持管理システムの変容と支援 日本建築学会学術講演梗概集(東海) 2003
- 4) 森保 洋之 瀬戸内の島嶼集落のサスティナビリティ・システムに関する研究 住総研研究論文集No.39 2012
- 5) 山本勝利 里地におけるランドスケープ構造と植物相の変容に関する研究 農業環境技術研究所報告 2001年8月
- 6) 池谷友希子・井田秀行 長野県小谷村に残る伝統的茅場の植物相 信州大学教育学部付属志賀自然教育研究施設研究業績 45: 1-6 2008
- 7) 神吉紀世子 高野山を拠点とする人材交流圏における文化的景観の特色 住総研研究論文集No.31 2004
- 8) 北川淳一郎 川内町誌初版 1961 続川内町誌初版 1968
- 9) 北川徳次郎 井内社寺誌 1928 菅野壽明+井内老人クラブによる復刻版 2007
- 10) 田辺 寿夫 山間-高知の民俗写真2- 1995
- 11) 愛媛県生涯学習センター 「県境山間部の生活文化」平成5年度地域文化調査報告書 1993
- 12) 「愛媛の森林と暮らし」
- 13) 大伏武彦 民家ロマンチック街道 伊予路 井上書院 1989
- 14) 森林林業白書 2013
- 15) 明治廿三年屋根葺替規則録